

高体連マーク等の使用手続き分類表

1 使用許可が必要なマーク等

(1) 高体連マーク

全国高等学校体育連盟が定めたもの。

(2) 大会名称

ア「平成26年度全国高等学校総合体育大会」

イ「平成26年度全国高校総体」及び「平成26年度インターハイ」等のアの略称

(3) 大会愛称

平成26年度全国高等学校総合体育大会開催地都県実行委員会(以下「委員会」という。)が定めたもの。

(4) スローガン

委員会が定めたもの。

(5) シンボルマーク

委員会が定めたもの。

2 使用基準(千葉県)

使用目的及び使用期間・団体等 許可手続	許可手続き
<p>1 次に掲げる機関・団体が、大会及び体育・スポーツに関する広報・報道を目的として使用する場合</p> <p>(1)平成26年度全国高等学校総合体育大会会場地市町実行委員会</p> <p>(2)千葉県高等学校体育連盟</p> <p>(3)高校生活動千葉県実践委員会(仮称)</p> <p>(4)(公財)千葉県体育協会</p> <p>(5)千葉県関係競技団体</p> <p>(6)地方公共団体</p> <p>(7)報道機関</p> <p>(8)その他、公的機関に準ずる機関で会長が認めるもの</p> <p>2 関係機関・団体等が、無償で交付する記念品類及び資料に使用する場合</p> <p>3 関係機関・団体等が、大会及び体育・スポーツへの理解及び普及を図るために使用する場合</p>	不 要
<p>4 出版社等が、大会及び体育・スポーツの記録、歴史等の記載に使用する場合</p> <p>5 販売に供される物品等に使用する場合</p> <p>6 商業宣伝のための広告類等に使用する場合</p> <p>7 その他、平成26年度全国高等学校総合体育大会千葉県実行委員会が、大会の開催に寄与すると認めたものに使用する場合</p>	<p>5・6については、別途全国高体連に申請書(全国高体連HPからダウンロード)を提出し、その承認が必要</p>